

日本実験動物医学会「学術集会優秀発表賞(前島賞)」表彰規程

第 1 条 日本実験動物医学会は日本獣医学会定款細則に基づいて、学術集会優秀発表賞(前島賞)を授与する。原則的に応募 10 件あたり 1 件以内の授与とする。

2. 受賞対象者は個人とし、以下の要件を満たす者とする。

- 1) 日本獣医学会の正会員あるいは学生会員である者。
- 2) 応募申請年の 4 月 1 日において 37 歳の誕生日に達しない者。
- 3) 当該集会での日本実験動物医学会一般演題発表にて、筆頭発表者として発表を行う者。
- 4) 過去にすべての分科会を含めた学術集会優秀発表賞を受賞していない者。

3. 応募者は動物実験の結果を発表する場合、動物実験委員会が発行する動物実験計画書の承認通知書を選考委員会に提出しなければならない。

4. 受賞候補者は学術集会優秀発表賞(前島賞)選考委員会(以下 選考委員会)が選考する。委員長は日本実験動物医学会理事、委員は会員の中から選出し、選考委員会は委員長を含めた 8 名で構成する。委員の任期は 3 年とし、再任は妨げない。

5. 選考委員は候補者全員の発表に必ず立合い、発表の内容および技術について、客観的指標で評価する。具体的な審査方法(別紙 1:学術集会優秀発表賞(前島賞)審査方法)は非公表とするが、以下の 4 点を審査基準とする。1)研究の独創性及び新規性、2) 科学的重要性
3) 発表の完成度及び分かりやすさ、4)実験動物学分野への貢献と将来への期待

6. 選考委員長は選考委員の評価点を集計し、審査委員 1 名あたりの平均点数が上位の者から選考委員の合議によって受賞候補者を決定する。選考委員会は選考の経緯ならびに結果を日本実験動物医学会会長に書面をもって報告する。会長は選考委員会の報告を日本実験動物医学会理事会に諮り、最終の受賞候補者を決定し、日本獣医学会理事会に報告する。

7. 日本獣医学会理事会において受賞者が決定された後、日本実験動物医学会のメーリングリスト、ニュースレターを通して受賞者を公表し、受賞者に賞状と副賞を送付する。

8. 本規程の改廃は、日本実験動物医学会理事会の議を経て、日本獣医学会理事会で決定する。

(附 則)

本会則は令和 3 年 7 月 12 日より施行する。